## 経済学研究科における長期履修に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、名古屋市立大学大学院経済学研究科履修規程(以下「履修規程」という。)第4条の2に定める長期履修の細目について定める。

(申請者の範囲)

- 第2条 長期履修の申請をすることができるのは、前期課程の学生とする。
- 2 名古屋市立大学大学院学則(平成 18 年名古屋市立大学学則第2号。以下「学則」という。)第 11 条の2第1項に定める職業を有している等の事情とは、学生が職業を有しているほか、家事、 育児、介護等の事情により標準就業年限内に卒業することが困難な場合をいう。
- 3 前項の規定にかかわらず、申請の際に、在学期間が1年を超える学生は長期履修の申請をすることができない。

(長期履修の期間)

- 第3条 長期履修の期間は3年間とする。
- 2 長期履修を認められた学生の在学期間は、学則第 11 条の 2 第 3 項の規定にかかわらず、 5 年を超えることはできない。

(申請手続)

第4条 長期履修を希望する学生は、長期履修申請書(別紙様式第1号)、長期履修計画書(別紙様式 第2号)を、学事日程に定める期間に、経済学研究科長に提出しなければならない。

(認定手続)

- 第5条 長期履修の認定は、申請書等提出後すみやかに経済学研究科大学院教務委員会において審査 を行い、教授会が決定し学長へ報告する。
- 2 経済学研究科長は、長期履修を申請した学生に学事日程に定める期日までにその結果を通知する。 (長期履修を認められている学生の長期履修期間の変更)
- 第6条 長期履修を認められている学生は、当初の計画よりも早く履修が修了する場合又は休学許可により長く在籍する場合は、長期履修期間の変更を申請しなければならない。
- 2 長期履修の変更を希望する学生は、長期履修変更申請書(別紙様式第3号)、長期履修変更計画書 (別紙様式第4号)を、学事日程に定める毎年2月から3月の適切な期間に、経済学研究科長に提出 しなければならない。ただし、休学願と同時に長期履修変更の申請する場合は、学事日程に定める 期間以外にもできるものとする。
- 3 長期履修の変更の認定手続きは、第5条の規定を準用する。
- 4 長期履修期間の途中であっても、学位授与申請をして修了することができるものとする。ただし、学位授与申請時に、長期履修変更申請書を提出するものとする。

(その他)

第7条 この内規に定めるもののほか、長期履修を認められた学生の履修方法等、長期履修に関し必要な事項は経済学研究科教授会が定める。

附則

1 この内規は、平成19年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 前項の規定に係わらず、長期履修に係る手続きは、施行日前に行うことができる。

附則

- 1 この内規は、平成22年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 前項の規定に係わらず、平成22年4月1日現在在籍して、施行日以前に長期履修の許可を受けている学生にも適用するものとする。

附則

- 1 この内規は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 前項の規定に係わらず、平成25年4月1日現在在籍して、施行日以前に長期履修の許可を受けている学生にも適用するものとする。

## 長期履修変更申請書

									平成	年	月	E
経済学	学研究	昭科長 様										
							研究	4名				
							専 攻	:名				
							学籍	番号				
							氏	名			F	印
長期	朝履修	を期間の変]	更につきる	まして、	下記の	りとお	り申請	します。				
						記						
1	これ	までの履修	※期間									
		平成	年	月	日	から	平成	年	月	且		
2	変更	更後の履修	期間									
		平成	年	月	日	から	平成	年	 月	日		
3	理	由										
上記	記につ	きまして、	同意いた	します。								

指導教員氏名

印

(添付書類) 履修計画書

## 長期履修変更計画書

研究科名	学籍番号	ふ 氏	りが	な 名						
研究	課題									
(履修計画)										